明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一六）　四
○人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同一七）　四
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（同一八）　四
○総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令（同一九）　四
○子ども・子育て支援法附則第四条の保育の需要及び供給の状況の把握に関する内閣府令（同二〇）　四
○放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同二一）　四
○貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（同二二）　四
○消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（同二三）　四
○消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令（同二四）　五

〔府令・省令〕

○特定商取引に関する法律第六十一条第一項に規定する指定法人を指定する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二）　六
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第八十五条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通二）　六
○不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令（同三）　六

〔復興庁令〕

○復興庁組織規則の一部を改正する庁令（復興庁二）　八

〔省　令〕

○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（総務四二）　八
○地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令（同四三）　八
○電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令（同四四）　九
○国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令（財務二七）　一〇
○国有財産法施行細則の一部を改正する省令（同二八）　一〇
○母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働五二）　一〇
○労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（同五三）　一一
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同五四）　一二
○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（同五五）　一二
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（同五六）　一二
○海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令の一部を改正する省令（農林水産二五）　一三
○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（同二六）　一三
○森林法施行規則の一部を改正する省令（同二七）　一六
○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則の一部を改正する省令（同二八）　一六
○森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（同二九）　一六
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業・国土交通一）　一七
○独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業一九）　一七
○電気関係報告規則の一部を改正する省令（同二〇）　一七
○宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一九）　一七
○積立式宅地建物販売業法施行規則の一部を改正する省令（同二〇）　一七
○建築士法施行規則の一部を改正する省令（同二一）　一七
○建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部を改正する省令（同二二）　一七
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二三）　一八
○測量法施行規則の一部を改正する省令（同二四）　一八
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（同二五）　一八
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（同二六）　一八
○小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令（同二七）　一八

〔規　則〕

○国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則（人事院一―五九）　一九
○人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―六―七五）　一九
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―一七―一三二）　一九
○人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（同九―三〇―八一）　一九
○人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則（同九―四九―三九）　二〇
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（同九―五五―一一六）　二〇
○人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―一二三―一一）　二〇

（以下次のページへ続く）